

【令和6年度改定版】

深川市地域防災計画

[水害対策編]

深川市防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節 目 的	1
第2節 用 語	1
第3節 水防の責任等	3
第4節 安全配慮	5

第2章 水防組織

第1節 市の水防組織	6
------------	---

第3章 重要水防区域

第1節 重要水防区域	7
------------	---

第4章 災害予防計画

第1節 水害予防計画	9
第2節 気象庁が行う気象予報及び警報	10
第3節 洪水予報及び水位周知河川における水位到達情報	13
第4節 水防警報	14

第5章 気象予報の情報収集・伝達

第1節 情報の収集	15
第2節 情報の伝達	16

第6章 ダム・水門の操作

第1節 ダム等	18
第2節 水門等	19

第7章 通信連絡

第1節 水防通信網の確保	20
第2節 水防警報等の伝達	22

第8章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資機材	23
第2節 輸送の確保	23

第9章 水防活動

第1節 水防配備	24
第2節 巡視及び警戒	25

第3節	水防作業	26
第4節	非難のための立ち退き	26
第5節	水防配備の解除	26
第10章 水防信号		
第1節	水防信号	27
第11章 協力及び応援		
第1節	河川管理者の協力	28
第2節	水防管理団体相互の応援	28
第3節	警察官の協力要請	28
第4節	自衛隊の派遣要請	29
第5節	国及び北海道との連携	29
第6節	住民及び自主防災組織等との連携	29
第12章 費用負担と公用負担		
第1節	費用負担	30
第2節	公用負担	30

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この深川市地域防災計画【水害対策編】は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体である深川市（以下「市」という。）が、法第33条第1項の規定に基づく「深川市水防計画」として作成し、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定するとともに、市の地域にかかる河川、湖沼の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第 2 節 用 語

この計画において、次に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。主な水防用語の定義は次のとおりである。

用 語	定 義
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。
水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。
消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。
水防団	法第6条に規定する水防団をいう。
量水標管理者	量水標（注1）その他の水位観測施設の管理者をいう。 〔注1〕量水標 河川の岸にあり水位を測る設備。垂直に立てた支柱に目盛りが振られており、これを目視で読み取る。
洪水予報（指定河川）	流域面積が大きい河川であって、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川（洪水予報指定河川）について、気象庁長官及び国土交通大臣又は都道府県知事が共同して、洪水のおそれの状態を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報をいう。
水防警報（指定河川等）	洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川（水防警報指定河川等）について、国土交通大臣又は知事が、洪水によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

用 語	定 義
水位周知（指定河川）	洪水予報指定河川以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位に達したとき、水

水 害 対 策 編

	位又は流量を示して行う通知及び周知をいう。
水位周知下水道	都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う
水位到達情報	水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。
水防団待機水位 （通報水位）	洪水のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定めるもので、各水防機関が水防体制に入る水位をいう。
はん濫注意水位 （警戒水位）	水防団待機水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。 量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるとときは、その水位の状況を公表しなければならない。
避難判断水位 （特別警戒水位）	市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
はん濫危険水位 （洪水特別警戒水位）	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫のおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
内水氾濫危険水位 （雨水出水特別警戒水位）	内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。
内水浸水想定区域	内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう。

第3節 水防の責任等

水防に係る各主体について、法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 深川市（水防管理団体）の責任

市は、洪水により水災の発生が想定される区域における水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次の事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第5条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (4) 水位の通報（法第12条第1項）
- (5) 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第13条の2第2項）
- (6) 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2）
- (7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (8) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- (9) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- (10) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (11) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- (12) 警戒区域の設定（法第21条）
- (13) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (14) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (15) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (16) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- (17) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (18) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (19) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- (20) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- (21) 消防事務との調整（法第50条）

2 北海道

北海道は、北海道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次の事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- (4) 北海道水防協議会の設置（法第8条第1項）
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の伝達（法第10条第3項）

- (6) 洪水予報の発表及び通知（第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (8) 水位周知河川、水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項）
- (9) 洪水予報又は水位到達情報の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (10) 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、法第14条の2）
- (11) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- (12) 水防信号の指定（法第20条）
- (13) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- (14) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- (15) 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- (16) 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

3 国土交通省（北海道開発局）

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (4) 洪水予報又は水位到達情報の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (5) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (7) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- (8) 重要河川における知事に対する指示（法第31条）
- (9) 特定緊急水防活動（法第32条）
- (10) 道に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

4 河川管理者

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

5 気象庁（札幌管区气象台）

- (1) 気象予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

6 居住者等の義務

- (1) 水防への従事（法第24条）
- (2) 水防通信への協力（法第27条）

第4節 安全配慮

洪水、内水のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

第2章 水防組織

第1節 市の水防組織

水防に関係ある警報・注意報等により、洪水等のおそれがあると認められるときから危険が解除されるまで、市は水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

班	対 策 事 務
本部情報連絡室 (総務課) (自治防災係)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防本部の庶務及び各部との連絡調整に関する事。 2. 気象警報、雨量、河川水位等の情報収集、伝達に関する事。 3. 災害状況の取りまとめに関する事。 4. 国・道及び関係機関に対する要請・報告に関する事。
広報・総務班 (秘書課) (総務課) (総務係・デジタル推進係)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民に対する災害情報等の広報に関する事。 2. 報道機関への情報提供に関する事。 3. 災害広報資料及び災害写真等の収集に関する事。 4. 災害時の配車及び車両の確保に関する事。 5. 本部職員の非常招集に関する事。 6. 職員の公務災害補償に関する事。 7. その他各班に属さない事。
支所第1班 (納内支所)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 納内地区における情報収集に関する事。
支所第2班 (多度志支所)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 多度志地区における情報収集に関する事。
農林班 (農政課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林業の被害調査並びに応急措置要請に関する事。
経済対策班 (商工労働観光課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商工・鉱工業関係の被害調査に関する事。
土木施設班 (都市建設課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害の発生危険がある場所の被害調査及び巡視に関する事。 2. 道路通行の禁止及び制限措置に関する事。 3. 災害時輸送の統轄に関する事。 4. 内水排除活動及び連絡調整に関する事。 5. 内水排除に要する応急資器材の調達・配置に関する事。
給水・下水道班 (上下水道課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上下水道施設の被害調査及び巡視に関する事。 2. 飲料水の確保及び供給に関する事。
消防署・消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害の発生危険がある場所の巡視及び広報に関する事。 2. 災害の警戒、水防活動に関する事。

第3章 重要水防区域

第1節 重要水防区域

重要水防区域は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される区域であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する場所である。なお、市区域内の河川等における重要水防区域は、次のとおりである。

【重要水防区域】

番号	危 険 区 域				予想される被害				整備計画	
	区域名	水系名	河川名	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	実施機関	概要
1	音稲江 田築堤	石狩川	石狩川 (左岸)	溢水					開発局	計画 検討中
2	音沖江 里河築堤	〃	〃 (左岸)	〃					〃	〃
3	音音江 音築堤	〃	〃 (左岸)	〃					〃	〃
4	音音江 音築堤	〃	〃 (左岸)	〃					〃	〃
5	一一已 一已築堤	〃	〃 (右岸)	〃					〃	〃
6	納納内 納内築堤	〃	〃 (右岸)	〃					〃	〃
7	多多志 多志築堤	〃	雨竜川 (左岸)	〃					〃	〃
8	多多志 幌成築堤	〃	〃 (左岸)	〃					〃	〃
9	多多志 鷹泊築堤	〃	〃 (左岸)	〃					〃	〃
10	多多志 ペンケ築堤	〃	〃 (左岸)	〃					〃	〃
11	多多志 ウッカ築堤	〃	〃 (右岸)	〃					〃	〃
12	多多志 ヌツプ築堤	〃	雨竜川 (右岸)	溢水					〃	〃
13	深大川 左岸上流 築堤	石狩川	大鳳川 (左岸)	〃					〃	〃
14	深大川 右岸上流 築堤	〃	〃 (右岸)	〃					〃	〃
15	一稲穂 北光町	〃	堺川	〃	365		市道	田 20ha	北海道 (建設部)	〃
16	音音江 音江・広里	〃	待合川	〃	50		国道12 号 0.5km	田 40ha	〃	〃

水 害 対 策 編

番号	危 険 区 域				予想される被害				整備計画		
	区域名	水系名	河川名	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	実施機関	概要	
17	音江	江江	石狩川	音江川	洪水				田20ha	北海道(建設部)	計画検討中
18	納5	内区	〃	アモイ川	〃			納内東7丁目甲線	田5ha	市	〃
19	納内	内園	〃	ヒラウシユケオマナイ川	〃	2	内園会館(1)	国道12号 0.3km	田20ha	〃	〃
20	音内	江園	〃	高津山四の沢川	〃	5		市道内3号北側道線 0.1km 市道内2号農道線 0.6km	田12ha	〃	〃
21	音菊	江丘	〃	内大部川	河川決壊	2		市道内27号線 2.0km	田2ha	〃	〃
22	一一	已已	〃	柳川	洪水	3		市道一已1丁目線 0.6km	田12ha	〃	〃
23	音菊	江丘	〃	菊丘川	〃	2		市道新城峠線 0.4km	田19ha	〃	〃
24	音更	江進	〃	内大部川	〃	3		道道旭川芦別線	田7ha	〃	〃
25	音音	江江	〃	創志の沢川	〃			道道豊里深川線		〃	〃

第4章 災害予防計画

第1節 水害予防計画

1 予防対策

市は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

- (1) 洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備するものとする。

- (2) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（JALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。
- (3) 洪水浸水想定区域・内水浸水想定区域の指定があったときは、深川市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 洪水浸水想定区域・内水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(ア) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

(イ) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

(ウ) 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出があった施設に限る。）

- (4) 上記(3)ウに掲げる事項を定めるときは、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

ア 地下街等所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員

イ 要配慮者利用施設所有者又は管理者

ウ 大規模な工場その他の施設所有者又は管理者

- (5) 市は、上記(4)ア～ウに掲げる事項に住民に周知させるため、これらに関する情報等を視覚的に表したハザードマップ等を作成するものとする。

第2節 気象庁が行う気象予報及び警報

1 種類及び発表基準

気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときに札幌管区气象台から発表される注意報、警報の種類及び発表基準は、次のとおりである。水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代えられる。なお、特別警報は、一般の利用に適合する警報をするものであるが、水防活動の利用には適合しない。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき 【大雨注意報の基準】 ・表面雨量指数基準：7 ・土壌雨量指数基準：91
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき 【洪水注意報の基準】 ・流域雨量指数に基づき発表
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 【大雨警報の基準】 ・表面雨量指数基準（浸水害）：16 ・土壌雨量指数基準（土砂災害）：143
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 【洪水警報、注意報の基準】 ・流域雨量指数に基づき発表

2 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

【参考】特別警報・警報・注意報発表基準一覧表

深川市	府県予報区		石狩・空知・後志地方
	一次細分区域		空知地方
	市町村等をまとめた地域		北空知
特別 警報	50年に一度の 雨の値	48時間降水量	242mm
		3時間降水量	87mm
		土壌雨量指数	162
	50年に一度の積雪深		173cm
警報	暴 風（平均風速）		18m/s
	暴風雪（平均風速）		16m/s 雪による視程障害を伴う
	大雨	（浸水害） 表面雨量指数基準	16
		（土砂災害） 土壌雨量指数基準	143
	洪水	流域雨量指数基準	音江川流域=7.3, 内大部川流域=9.3, 大鳳川流域=10.6, 堺川流域=7.8, 入志別川流域=7.1, 多度志川流域=15, 吉野川流域=4.9
		複合基準*1	—
		指定河川洪水予報による基準	石狩川上流（伊納）、石狩川下流（納内） 雨竜川（多度志）
	大雪		12時間降雪の深さ50cm
注意報	風雪（平均風速）		10m/s 雪による視程障害を伴う
	強風（平均風速）		12m/s
	大雨	表面雨量指数基準	7
		土壌雨量指数基準	91
	洪水	流域雨量指数基準	音江川流域=5.8, 内大部川流域=7.4, 大鳳川流域=8.4, 堺川流域=6.2, 入志別川流域=5.6, 多度志川流域=12, 吉野川流域=3.8
		複合基準*1	大鳳川流域=（5, 8）, 石狩川流域=（6, 49）, 雨竜川流域=（6, 23.6）
		指定河川洪水予報による基準	石狩川上流（伊納）、石狩川下流（納内） 雨竜川（多度志）
	大雪		12時間降雪の深さ30cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合
	乾燥		最小湿度30%、実効湿度60%
	濃霧（視程）		200m
	霜		最低気温3℃以下
	なだれ		①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上
	低温	5月～10月	（平均気温）平年より5℃以上低い日が2日以上継続
		11月～4月	（最低気温）平年より8℃以上低い
	着雪		気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続
	融雪		70mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計
	記録的短時間大雨情報		1時間雨量：100mm

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

第3節 洪水予報及び水位周知河川における水位到達情報

1 種類及び発表基準

北海道知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

- (1) 洪水予報の通知を受けたとき、または、洪水予報をしたとき。
- (2) 水位到達情報の通知を受けたとき、または、水位が避難判断水位に達したとき発表する情報の種類、発表基準は次のとおりである

種類	発表基準
はん濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
はん濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、または避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
はん濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位がはん濫危険水位に到達したとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき
はん濫発生情報 (洪水警報)	はん濫が発生したとき

危険レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
河川の水位	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	はん濫発生
洪水予報の種類	水防警報（待機）	はん濫注意情報（洪水注意報）	はん濫警戒情報（洪水警報）	はん濫危険情報（洪水警報）	はん濫発生情報（洪水警報）
市の対応	・消防機関待機	・消防機関出動 ・高齢者等避難の発令を検討	・避難指示の発令を検討	・避難指示の発令 ・住民避難完了	・逃げ遅れた住民の救助等

洪水予報・水位周知河川と水位設定

管理者	河川名	洪水予報基準地点	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
札幌開発建設部	石狩川	納内(区間1)	57.50m	58.90m	59.20m	60.10m
札幌開発建設部	石狩川	納内(個別対応区間)	57.50m	58.10m	58.30m	59.20m
札幌開発建設部	石狩川	深川橋	48.30m	49.30m	—	—
札幌開発建設部	石狩川	妹背牛橋	37.90m	39.00m	—	—
空知総合振興局	石狩川	堺川	43.71m	44.21m	—	44.76m
空知総合振興局	石狩川	多度志川	62.47m	62.93m	63.30m	63.67m
札幌開発建設部	雨竜川	多度志川	56.40m	57.00m	57.50m	57.70m
札幌開発建設部	大鳳川	大鳳橋	35.60m	36.10m	—	—

第4節 水防警報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。そのため、水防警報の発令については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

2 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知する。

発表する情報の種類、発表基準は次のとおりである。

危険レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
河川の水位	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	はん濫発生
水防警報の種類	待機	準備・出動	指示	指示	指示
市の対応	・消防機関待機	・消防機関出動 ・高齢者等避難の発令を検討	・避難指示の発令を検討	・避難指示の発令 ・住民避難完了	・逃げ遅れた住民の救助等

基準点水位

管理者	河川名	洪水予報基準地点	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
札幌開発建設部	石狩川	納内(区間1)	57.50m	58.90m	59.20m	60.10m
札幌開発建設部	石狩川	納内(個別対応区間)	57.50m	58.10m	58.30m	59.20m
札幌開発建設部	石狩川	深川橋	48.30m	49.30m	—	—
札幌開発建設部	石狩川	妹背牛橋	37.90m	39.00m	—	—
空知総合振興局	石狩川	堺川	43.71m	44.21m	—	44.76m
空知総合振興局	石狩川	多度志川	62.47m	62.93m	63.30m	63.67m
札幌開発建設部	雨竜川	多度志川	56.40m	57.00m	57.50m	57.70m
札幌開発建設部	大鳳川	大鳳橋	35.60m	36.10m	—	—

第5章 気象予報の情報収集・伝達

第1節 情報の収集

水防管理者又は水防に係る機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

また、水防管理者又は水防に係る機関は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている気象庁ホームページや「川の防災情報」や「防災気象情報提供システム」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

なお、気象、雨量、水位等の情報については、報道機関や市ホームページなどを通じて随時住民へ提供するものとする。

1 気象情報

気象庁

ホームページ

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

2 雨量・河川水位

国土交通省

川の防災情報【市町村向け】

<https://city.river.go.jp/>

川の防災情報

<https://www.river.go.jp/>

3 北海道

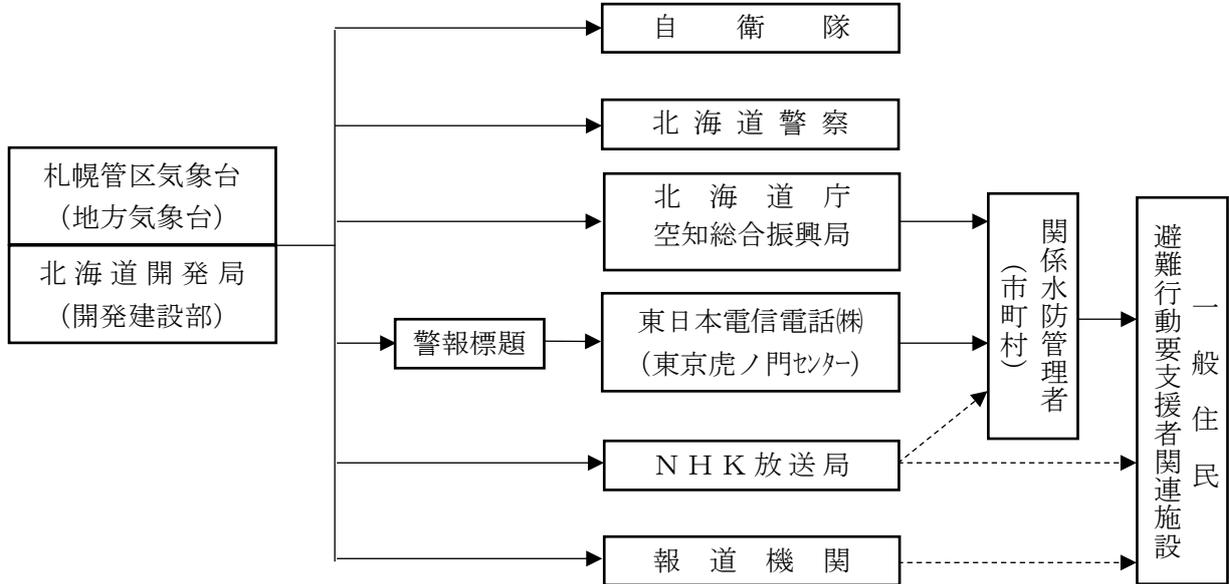
北海道防災情報システム

<https://www.bousai-hokkaido.jp/>

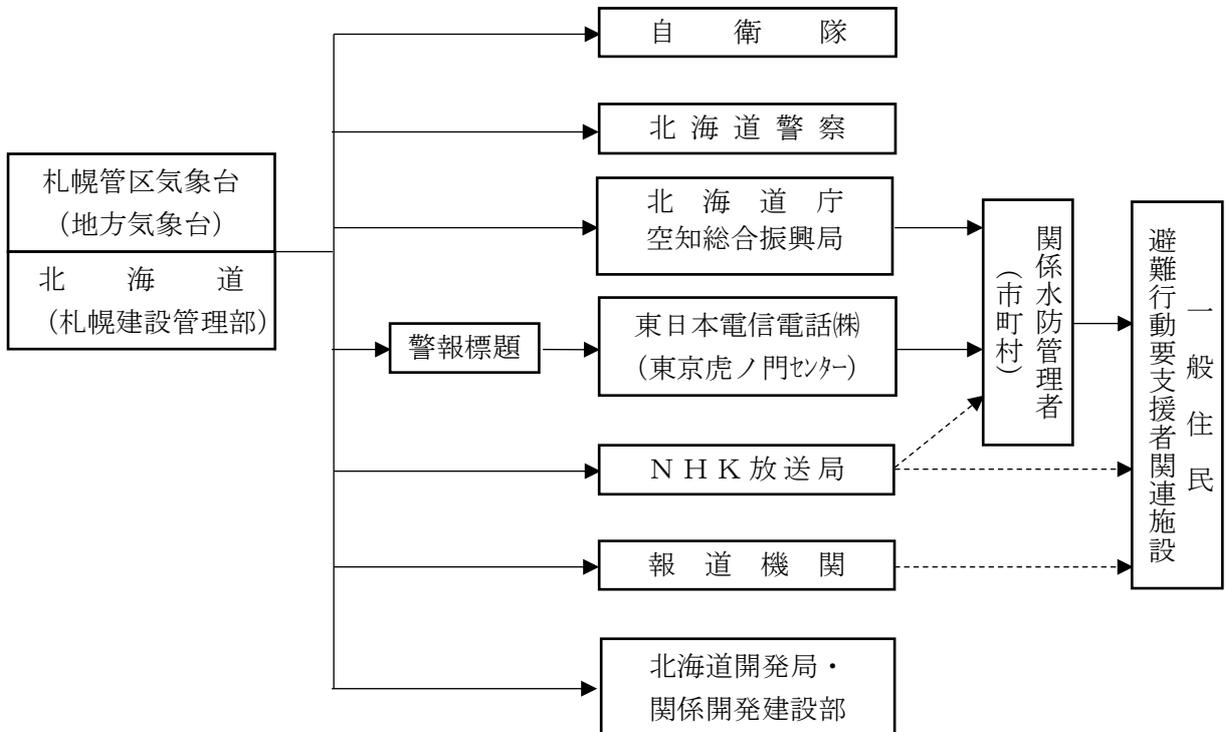
第2節 情報の伝達

1 洪水予報伝達系統図

(1) 北海道開発局と札幌管区気象台が共同で発表する場合

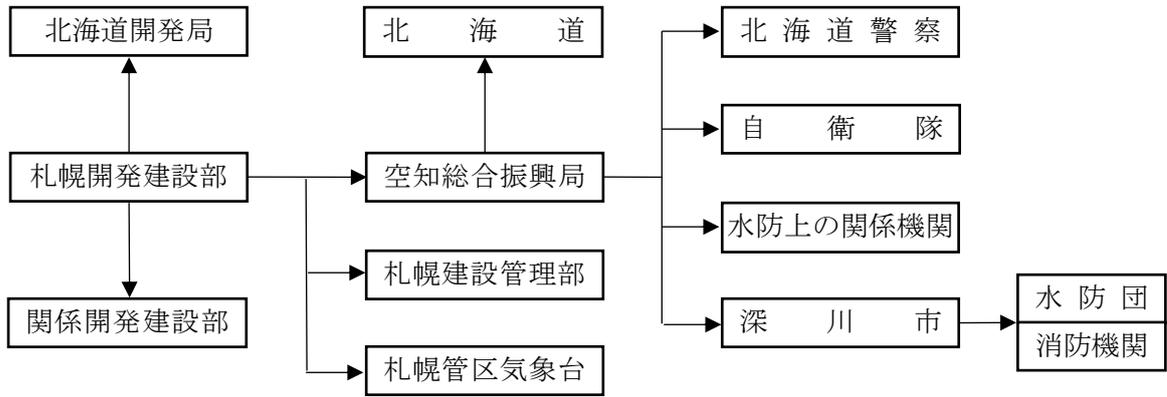


(2) 北海道と札幌管区気象台が共同で発表する場合

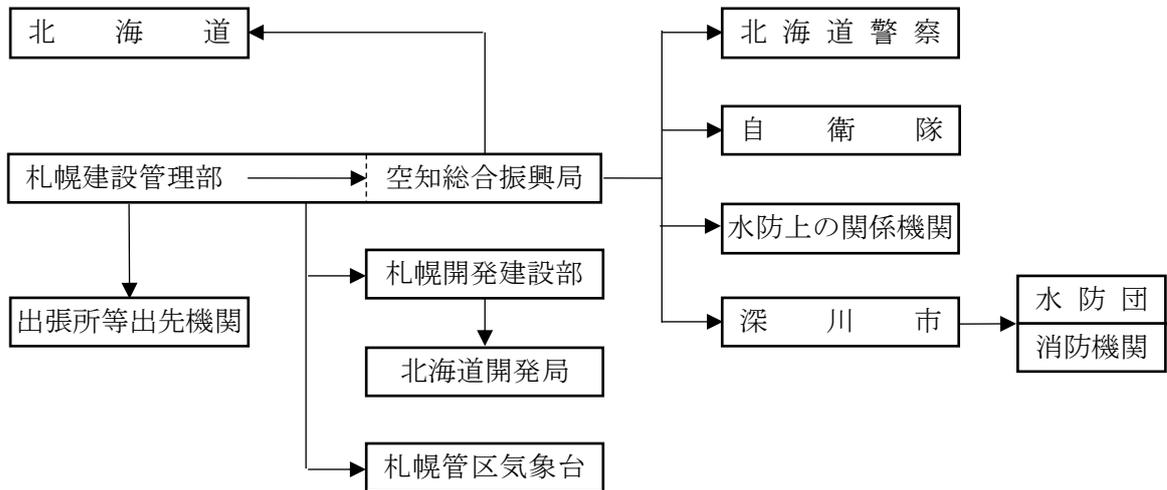


2 水防警報伝達系統図

(1) 北海道開発局が発表する場合



(2) 北海道が発表する場合



第6章 ダム・水門の操作

第1節 ダム等

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報等が発表されたとき、または雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたとは、水防管理者と連絡を取り、各施設の操作規則等に基づいた的確な操作を行うものとする。

1 ダム

名 称	管 理 者	管理者所在地・電話	有効貯水量	堤 高	堤 頂
鷹泊ダム	北海道企業局 鷹泊発電管理事務所	深川市鷹泊2404番地先 0164-28-2261	千 t 15,913	m 37.0	m 170.5
上湯内 ダム	多度志土地改良区	深川市多度志2130番地 0164-27-2011	857	15.5	115
屈狩ダム	多度志土地改良区	深川市多度志2130番地 0164-27-2011	200	11.7	60
稲田ダム	空知土地改良区	滝川市江部乙町西12丁目1番 40号 0125-75-2125	338	17.6	220

2 田んぼダム

連絡先	所在地	電話番号	管轄
深川土地改良区	深川市西町10-36	0164-22-2166	深川地区 一已地区の一部
神竜土地改良区	深川市納内町3丁目 3番40号	0164-24-2611	納内地区 一已地区・音江地区の一部
多度志土地改良区	深川市多度志2130番 地	0164-27-2011	多度志地区
きたそらち農業協同組合 (農業振興部)	深川市メム10号線山 3線	0164-26-0134	市内全域

第 2 節 水 門 等

1 水 門 等

連絡先	所在地	電話番号	管轄
札幌開発建設部 滝川河川事務所	新十津川町字中央89番地	0125-76-2211	石狩川・雨竜川

水防上重要な水門等は表のとおりである。

【樋門・樋管管理状況一覧】

樋門・樋管名	場所		住所（地先）	管理者	断面形状
	河川名	築堤名			
稲田第2樋門	石狩川	稲田築堤	深川市音江町字稲田1023	札幌開発建設部 滝川河川事務所	2.0×2.0×1
稲田樋門	〃	〃	〃 深川町字メム5768-2	〃	1.3×1.0×1
芽生7号樋門	〃	深川築堤	〃 深川町字メム3696-1	〃	2.0×1.5×1
広里樋管	〃	音江築堤	〃 音江町字広里877-30	〃	0.9(φ)×1
音江川樋門	〃	〃	〃 音江町字広里557-122	〃	6.4×3.2×4
深川芽生樋門	〃	深川築堤	〃 緑町4117-4	〃	2.0×1.5×1
音江樋門	〃	音江築堤	〃 音江町字広里899-7	〃	2.5×2.0×1
芽生10号樋門	〃	深川築堤	〃 音江町字広里557-122	〃	2.0×1.5×2
深川樋門	〃	〃	〃 9条2953-2	札幌開発建設部 滝川河川事務所 (深川市委託)	2.0×1.5×1
一已樋管	〃	〃	〃 8条2951-83	札幌開発建設部 滝川河川事務所	0.8(φ)×1
音江上流樋門	〃	音江築堤	〃 音江町字広里123-9	〃	1.5×1.2×1
多度志川1号樋門	雨竜川	多度志築堤	〃 多度志町字多度志664-1	〃	1.2×1.2×1
鷹泊下流樋門	〃	鷹泊築堤	〃 多度志町字鷹泊99999-100	〃	1.5×1.5×1
ヌップ下流樋門	〃	ヌップ築堤	〃 多度志町字鷹泊99999-100	〃	1.5×1.2×1
ヌップ上流樋門	〃	〃	〃 多度志町字鷹泊2062	〃	2.0×2.0×1
ペンケ樋門	〃	ペンケ築堤	〃 多度志町字鷹泊99999-100	〃	1.5×1.5×1
五号線樋門	大鳳川	大鳳川上流 左岸築堤	〃 深川町字オーホ11010	〃	1.2×2.0×2
畑山樋門	〃	大鳳川上流 右岸築堤	〃 深川町字オーホ630-1	〃	1.2×2.5×1
イスカ川樋門	〃	〃	〃 一已町字一已2314-17	〃	2.5×2.0×2
馳樋門	〃	大鳳川上流 左岸築堤	〃 深川町字メム127-11	〃	1.2×1.2×1
一番通り樋門	〃	大鳳川上流 右岸築堤	〃 一已町字一已2548-17	〃	2.0×1.5×1
野原樋門	〃	〃	〃 一已町字一已11005	〃	1.5×1.2×1
柳川樋門	〃	〃	〃 一已町字一已593-9	〃	1.5×1.2×1

【排水機場管理状況一覧】

樋門・樋管名	場所		住所（地先）	管理者	断面形状
	河川名	築堤名			
深川排水機場	石狩川	深川築堤	深川市8条11番13号	札幌開発建設部 滝川河川事務所 (深川市委託)	Q=6.0立方 メートル/S

第 7 章 通信連絡

第 1 節 水防通信網の確保

1 水防通信網の確保

(1) 通信連絡施設等の整備強化

水防管理団体及び北海道は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

(2) 水防管理団体の通信連絡

市の通信連絡は、一般有線通信によるほか、地域防災無線、北海道総合行政情報ネットワーク等の無線を用いて行うものとする。

(3) 連絡責任者

水防管理団体及び水防に関係する機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性にかんがみ、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ相互に通知しておくものとする。

2 電気通信設備の優先利用等

法第27条第2項の規定により、北海道開発局長、知事、水防管理者、消防長又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、または次に掲げる専用通信施設を使用することができる。

(1) 北海道総合行政情報ネットワーク

(2) 北海道警察本部通信施設

(3) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設

(4) 北海道電力ネットワーク株式会社通信設備

(5) 北海道開発局通信施設

3 通信連絡系統

水防に関し関係機関と相互に行う通信連絡は、次によるものとする。

機 関 名	管轄	所在地	連絡先
札幌開発建設部滝川河川事務所	石狩川・雨竜川	新十津川町字中央89番地	0125-76-2211
北海道企業局鷹泊発電管理事務所	鷹泊ダム	深川市鷹泊2404番地先	0164-28-2261
陸上自衛隊第2特科連隊	防災応援	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111
空知総合振興局地域創生部地域政策課	防災応援	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0033
札幌開発建設部深川道路事務所	国道	北海道深川市音江町字広里306	0164-25-1155
空知総合振興局 札幌建設管理部深川出張所	道道	深川市錦町北4番11号	0164-22-1411
深川警察署	防災応援	深川市5条1番12号	0164-23-0110
深川建設業協会	防災資機材応援	深川市2条19番19号	0164-22-1501
北海道旅客鉄道(株) 旭川保線所深川保線管理室	鉄道	深川市太子町7番4号	0164-22-6705
東日本電信電話(株)北海道北支店	通信	旭川市10条通10丁目	0166-20-5410
北海道電力ネットワーク株式会社 深川ネットワークセンター	電気	深川市7条7番2号	0120-06-0192
空知地方石油協同組合北空知分会	燃料	深川市6条7番12号	0164-23-3017
北海道LPガス協会	ガス	札幌市白石区中央3条3丁目1-40	011-812-6411
きたそらち農業協同組合	農業情報システム	深川市深川町字メム10号線山3線5850番地	0164-22-6600
深川土地改良区	農業用水	深川市西町10番36号	0164-22-2166
神竜土地改良区	農業用水	深川市納内町3丁目3番40号	0164-24-2611
多度志土地改良区	農業用水	深川市多度志2130番地	0164-27-2011
(社) 深川医師会	医療支援	深川市北光町2丁目11番12号	0164-23-4406
空知総合振興局 保健環境部深川地域保健室	医療支援	北海道深川市2条18番6号	0164-22-1421
札幌管区气象台	気象情報	北海道札幌市中央区北2条西18-2	011-611-6127

第2節 水防警報等の伝達

1 避難情報等の伝達方法

洪水時には、住民の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、伝達手段の優位性等の特性を考慮し、複数の手段を用いて確実に伝達する。

No.	伝達手段	対 象	迅速性	確実性
1	避難信号による伝達	全ての住民	○	△
2	放送局（NHK、民間放送局）	視聴者	○	△
3	インターネット等による伝達	回線接続者のみ	△	△
4	L（エル）アラートによる伝達	全ての住民	○	△
5	緊急速報メールによる伝達	所有者のみ	○	○
6	電話による伝達	住民組織等	△	○
7	農業情報システムによる伝達	農家世帯	△	○
8	広報車による伝達	全ての住民	△	△
9	伝達員による個別伝達	全ての住民	△	○

2 要配慮者利用施設

法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内の主として高齢者、障害者、乳幼児、その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設には、避難に要する時間を考慮し、確実な伝達に努めるものとする。

- (1) 社会福祉法第2条に規定される「社会福祉事業」を営む事業所の内、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、保育所、児童擁護施設、救護施設等
- (2) その他、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設として、特別支援学校、幼稚園、病院・診療所（有床施設のみ）

第 8 章 水防施設及び輸送

第 1 節 水防倉庫及び水防資機材

1 水防資機材の備蓄

水防管理者は水防作業の実施に伴う水防資機材を備蓄するものとする。

なお、緊急時調達に備え、あらかじめ業者と協議しておくものとし、備蓄する資機材に不足が生じたときは、直ちに補充しておくものとする。

水防資機材保管場所：深川市役所、深川消防署、花園倉庫

2 水防用土砂の堆積

水防管理者は、水防活動の実施に必要な土砂（土嚢）を堆積しておくものとする。

土砂（土嚢）堆積場所：深川消防署西側駐車場

3 備蓄資機材の緊急事態における使用

水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資機材又は道の備蓄資機材を使用する場合には、札幌開発建設部滝川河川事務所長又は空知総合振興局に電話にて承認をうけるものとする。

第 2 節 輸送の確保

1 輸送経路等の確保

水防管理者は、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定し、水防資機材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

2 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、深川市地域防災計画第 6 章 第 6 節「輸送計画」に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

第9章 水防活動

第1節 水防配備

1 水防配備

(1) 市の非常配備

市は、水防に関する警報・注意報等の発表により、洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間、深川市地域防災計画に基づく非常配備により水防事務を処理するものとする。

(2) 水防団及び消防団の地域分担及び非常配備

ア 水防団及び消防団の地域分担

水防区域を防御するため消防機関の地域分担を次のとおり定める。ただし、消防長が、必要と認めて指示したときは、分担区域以外の地域であっても出動するものとする。

地区名	河 川 名	消 防 機 関
深 川	石狩川、大鳳川、雨竜川	深川消防署及び深川消防団
一 已	〃 、堺川	〃
納 内	〃 、吉野川	〃
音 江	〃	〃
多度志	雨竜川	〃

イ 水防団及び消防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	配備内容
待機	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防警報指定河川に水防警報（待機）が発令されたとき 2. 石狩川・雨竜川に洪水注意報または情報が発令され、待機を必要と認めたとき 3. 大雨警報または洪水警報の発令により、または河川等の状況により、待機を必要と認めたとき 4. 知事から待機の指示を受けたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水位の上昇が予想されるなど状況に応じて直ちに出動できるよう職員に対し待機を指示する。 2. 消防団長は、副団長、分団長及び少数の団員に対し、水位の上昇が予想されるなど、状況に応じて直ちに活動できるよう待機を指示する。 3. 分団長は担当水防区域に関する警戒を行う。
準備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 石狩川・雨竜川に洪水警報及び水防警報指定河川に水防警報（準備）が発令されたとき 2. 大雨警報または洪水警報の発令により、または河川等の状況により、水防活動の準備を必要と認めたとき 3. 知事から出動準備の指示を受けたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 必要に応じて職員及び団員を招集し、水防資機材等の整備、水防隊の編成を行い、直ちに水防活動を実施できる態勢を整える。
出動	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防警報指定河川に水防警報（出動）が発令されたとき 2. 石狩川・雨竜川に洪水警報が発令され、または雨量、水位、流量その他の状況により警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき 3. 大雨警報または洪水警報が発令され、または雨量、水位、流量その他の状況により堤防の溢水、決壊等のおそれがあるとき 4. 知事から出動の指示を受けたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員及び団員の全員を招集し、現地パトロール、水防活動を実施する。

第2節 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者（土木施設班）又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という）は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第11章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

2 洪水時

水防管理者等が非常配備を指令したときは、随時、区域内の河川、堤防等の監視及び警戒をさらに厳重にし、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者に報告して必要な措置を求めるものとする。

監視警戒に当たり、特に留意する事項は次のとおりである。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状
- (7) ため池等については、(1)から(6)のほか、次の事項について注意するものとする。
 - ア 取入口の閉塞状況
 - イ 流域の山崩れの状態
 - ウ 流入水及び浮遊物の状況
 - エ 余水吐及び放水路付近の状況
 - オ 重ね池の場合の上部ため池の状況
 - カ 樋管の漏水によるき裂及びがけ崩れ

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、関係機関は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第4節 避難のための立ち退き

洪水、内水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、空知総合振興局長及び深川警察署長にその旨を通知するものとする。

水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

第5節 水防配備の解除

1 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位がはん濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

2 消防機関の非常配備の解除

消防機関の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 1 0 章 水防信号

第 1 節 水防信号

水防に用いる信号は、次によるものとする。

方法 区分	警 鐘	サイレン	適 用
警戒信号	● 休止 ● 休止 ● 休止	●-休止 5秒-15秒 ●-休止 5秒-15秒 ●-休止 5秒-15秒	警戒水位に達したとき及び気象台から洪水警報の通報を受けたとき。
出動第1信号	●-●-● ●-●-● ●-●-●	●-休止 5秒-6秒 ●-休止 5秒-6秒 ●-休止 5秒-6秒	市及び消防機関に属する者全員が出動するとき。
出動第2信号	●-●-●-● ●-●-●-● ●-●-●-●	●-休止 10秒-5秒 ●-休止 10秒-5秒 ●-休止 10秒-5秒	市の区域内に居住する者が出動するとき。
危険信号 避難 立ち退き	乱 打	●-休止 1分-5秒 ●-休止 1分-5秒 ●-休止 1分-5秒	必要を認める区域内の居住者に避難のため立ち退きを知らせるとき。

第 1 1 章 協力及び応援

第 1 節 河川管理者の協力

北海道開発局は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

1 河川管理者の協力が必要な事項

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供（伝達方法については、電話、ファクス等により確実に伝達する。）
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の手合点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供
- (7) 札幌開発建設部より災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための職員の派遣

第 2 節 水防管理団体相互の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めるものとする。応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

第 3 節 警察官の協力要請

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、深川警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。その方法等については、あらかじめ当該水防管理団体の区域を管轄する警察署長と協議しておくものとする。

第4節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、北海道地域防災計画に定めるところにより、知事（総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第5節 国及び北海道との連携

1. 水防連絡協議会等

市は、札幌開発建設部及び空知総合振興局が開催する水防連絡協議会等に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資機材整備状況、その他水防に必要な河川情報について、情報収集を行う。

2. ホットライン

市は河川の水位状況については、札幌開発建設部（滝川河川事務所）及び空知総合振興局とのホットラインにより、また気象状況については札幌管区気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第6節 住民及び自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施にあたっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のための必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第 1 2 章 費用負担と公用負担

第 1 節 費用負担

市の水防に要する費用は、法第41条により市が負担するものとする。

ただし、市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- ・ 法第23条の規定による応援のための費用
- ・ 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第 2 節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。また、水防管理者から委任を受けた者は(1)から(4)（(2)における収用を除く。）の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証	
	住 所
	職 名
	氏 名
上記のものに	区域における水防法第28条第1項の権限を委任した
ことを証明する。	
年 月 日	
	水防管理者
	深川市長
	㊟

3 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、別記様式2に定める公用負担命令票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令票	
	住 所 氏 名
水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。	
1. 目的物	
(1) 所在地	
(2) 名 称	
(3) 種 類 (又は内容)	
(4) 数 量	
2. 負担内容	
(使用・収用・処分等について詳記すること)	
年 月 日	
命令者 職 氏 名	⑩

4 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。